

県教育委員会の障がい者雇用状況について
(県立学校及び市町村立学校分を含む)

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和4年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

◎ 障害者雇用率（県教育委員会事務局、県立学校及び市町村立学校の合計）

	法定雇用障がい者数の算定 の基礎となる職員の数 ①	障がい者である職員の数 ※重度障害者：2名換算 ※短時間勤務：0.5名換算 ②	障害者 雇用率 ※法定雇用率 2.5% ③ (②/①)	不足数 ④
R4. 6. 1 現在	7,561.5	190.5	<u>2.52%</u>	0.0

(注意)

- ④欄の「不足数」については、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。
- 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が一桁又は二桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。

◎ 障害者雇用推進者
教育次長 中川 崇